

## 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：平成30年8月28日（火）

### 会議出席者

#### < 出席委員 >

坂本会長、石井委員、岩田委員、小林委員、田中委員、早見委員、福原委員、湯本委員

#### < 事業者 >

大月バイオマス発電株式会社 取締役発電所長 檜原氏、燃料部長 萩原氏  
株式会社山梨県環境科学検査センター 代表取締役社長 小澤氏、  
東京営業所長 菊池氏、業務部長 若林氏

株式会社大日コンサルタント 技術課長 吉家氏

株式会社緑生研究所 部長 伊藤氏

株式会社アズテック 代表取締役 岡部氏

株式会社大林組 大月バイオマス発電工事事務所長 佐藤氏、

環境施設エンジニア部 課長 名倉氏

設計部本部 プロジェクト設計第一部 課長 伊藤氏

#### < 事務局 >

渡辺大気水質保全課長、大谷課長補佐、甘利副主査、黒田主任

### 次第

1 開会

2 議事

議題1 「大月バイオマス発電事業」の中間報告について

議題2 その他

3 その他

4 閉会

### 資料

資料1 委員からの質問等に対する事業者の回答及び意見集約表

資料2 知事意見骨子

(大谷課長補佐)

皆様にはご多忙中のところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めます、大気水質保全課環境影響評価担当 大谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

はじめに、渡辺大気水質保全課長からごあいさつをいたします。

(渡辺大気水質保全課長)

それでは一言ご挨拶申し上げます。皆様、本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、「大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価 中間報告書」でございます。本案件につきましては、7月19日に第1回の審議会を開催させていただきましたが、その際に出された質疑等について、事業者から追加説明を受けた後、前回の審議会の意見などを踏まえて作成した、知事意見の骨子について御審議いただく予定となっております。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(大谷課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。

本日の出席状況につきましては、15名の委員のうち、8名の出席を予定しているのですが、田中委員につきましては、先ほど電話がございまして、30分程度遅れるということですので、田中委員がご出席されたところで2分の1以上の出席が得られたということで、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立しているというような形になることを御報告させていただきます。

ここで、配布資料の確認を行います。お手元の資料をご確認ください。まず次第、席次表、委員名簿、右肩に資料1と書かれたA3資料、資料2と書かれましたA4の資料、それから大月バイオマス発電事業の中間報告書に係る意見等の事業者回答 参考資料がございます。資料につきましてはご確認いただきまして、不足等がございましたら、事務局の方に申し出てください。配布資料は、よろしいでしょうか。

次に、委員の皆様及び事業者の皆様にお願いがございます。本審議会につきましては、開催後に議事録を作成いたしまして、県ホームページに公表している関係で、議事を全て録音させていただいております。このため、発言にあたりましては、必ずマイクを使用し、大きな声でお願いします。また、大変ご面倒ですけれども、発言の都度お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長につきましては、条例第47条第10項により、会長が議長となると定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

## 【議題1 「大月バイオマス発電事業」の中間報告について】

(坂本会長)

それではみなさん、お暑い中、お集まりいただきどうもありがとうございました。

いつものことですが、案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論頂きましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、

- ・ 動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。
- ・ 議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。

ということでいきますので、ご確認をお願いします。それから「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくお願いいいたします。

また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、一旦本会場から退出をお願いいたします。

以上、ご協力をお願いします。

それでは早速、本日の議題であります、「大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価中間報告書」について議事を進めたいと思います。まず、前回の審議で説明が不十分な部分などを、事業者から説明いただきます。その後、質疑応答・意見交換を行います。またその後で、事務局が取りまとめた知事意見骨子について説明して、意見交換を行います。このような流れで行っていきます。

なお、希少動植物に係る部分については、後程まとめて非公開で審議を行います。

それでは、議題1にはいります。

まず、前回の審議で説明が不十分な部分などについて、事務局及び事業者から説明をお願いします。

まずは事務局から説明をお願いします。

(甘利副主査)

よろしくお願いします。事務局の方から、前回宿題となっておりました部分について回答いたします。

資料1の5ページをご覧ください。

前回の審議会において、大月バイオマス発電事業の近くにできたチップ乾燥工場についての取り扱いの意見が委員の皆様から出されているところですが、今回の大月バイオマス発電事業について整理したものがこちらです。

環境影響評価の事業の範囲については事業の目的や計画決定の時期、一連の土地の形状変更かどうか等から判断をいたします。今回の事業については当初計画の段階において、燃料供給に係る事業は別事業としておりました。その後、事業着手後の時点で、事業者からの聴き取りにおいて燃料乾燥工場の計画を確認しましたが、以下の理由で別事業と判断しております。下の方に経緯を書いております。(発電事業の)当初計画は平成22年シンエネルギー開発株式会社が提案し、その10月に大月バイオマス発電株式会社を設立しております。環境影響評価の手続きは平成24年から方法書手続を開始しました。平成27年4月に評価書の知事意見が送付された後に株式会社大林クリーンエナジーに大月バイオマス発電株式会社が売却をされています。その後大体1年後になりますが、平成28年4月に事業着手の届出がありました。その後大月バイオマス発電株式会社がチップの乾燥工

場について、川を挟んだ場所に、別の法人を設立した後で設置する計画の相談があったところです。現在の大月バイオマス発電株式会社、こちら資本は株式会社大林クリーンエナジーです。それと燃料のチップ乾燥工場は株式会社大月ウッドサプライですが、こちらは株式会社大林クリーンエナジーの資本が入っております。こちらはグループ会社という整理にはなりますが、当初の計画はシンエネルギー開発株式会社が計画していたことから、別の事業者であること。計画の時期について、当初計画は、平成22年に発電の計画が、事業着手した時期にチップ乾燥工場の計画が出ていることから、別の事業と判断しているところです。

続けて説明いたします。猛禽類の関係で、鉄塔・送電線路ですが、これが建ったことについて、県が把握をしていたのかという件です。今回の環境影響評価の手続においては、次の知事意見を述べているところです。

準備書の段階で、「送電線路の設置事業者に対し調査結果等を情報提供し影響の低減に努めるよう要請すること」

これを受けて、評価書に環境保全措置として盛り込まれています。評価書の知事意見では「送電線路の検討の経緯とこれを踏まえた送電線路の設置に係る送電線路設置事業者との協議内容を送電線路の工事着手前に県に情報提供すること」を述べています。

これを受けて、事業者と送電線路設置事業者から平成27年10月に送電線路の計画に関する説明が県にありました。その際、県からは次について指導しています。

- ・ クマタカは種の保存法でも指定されていることから保護に十分配慮すること。
- ・ 施工においては高利用域部分に立入しないように禁止区域を設ける等検討すること。
- ・ モニタリング結果を情報共有し対策を検討すること。

今後も、より詳細な情報収集に努め、必要に応じて事業者を指導、助言して参ります。事務局の方からは以上でございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。ここまでについて何かご質問ありますでしょうか。十分ではないところは、今日の後の意見も知事意見に反映させるということも可能かと思っています。それでは、続きまして事業内容の質問について事業者から説明をいただきます。時間が限られていることもありますので、簡潔にお願いします。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

ただいま議長の方から指名がありましたように、これから事業者の回答をさせていただきます。回答につきましては、山梨県環境科学検査センター代表取締役 小澤の方から説明させていただきます。

(事業者：山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

前回の意見等の事業者の回答をさせていただきたいと思います。パワーポイントにまとめましたので見ていただきたいと思います。

まず、大きく分けましては騒音、大気、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、植物、生態系、動物、水生生物、鳥類、景観、環境についての質問等が、この回答書の中に含まれておりません。

まず最初に騒音のところから行きたいと思います。これは大月バイオマス発電の全景で

ございます。ここに配置図がございまして、騒音の測定場所は、敷地境界は北側のところ  
でございまして、あと近隣の住宅が最寄りが一番近いところがこの線路の近く、集落の中  
心はこの中心にございまして、あと遠方は高速道路がすぐ近くを走っているのですが、  
そこが遠方の住宅でございます。

暗騒音のデータをここに示しました。休日に測ったデータでございます。これは、一部  
抽出していますが、朝6時から夕方7時まで測定した結果ですけど、その一部を抽出しま  
した。ここにあるピーク、鋭く見えるのが自動車でございます。あともう一つ大きなピ  
ークは大型車が通った時のピークでございます。それと、このちょっと長めの間がある電  
車の音がございまして、先ほどの最寄りの民家のところですので、電車が大体1時間に2  
本か3本ぐらい通りますので、大体このところが入ってきます。

それと、これがあの集落遠方の民家の騒音データでございます。こちらの方も高速道路  
に近いものですから、大きなトラック等が通りますと、大きな変化が出現致しますので、  
それとあと自動車のギザギザしたところのピークが読み取れております。これは一部を抽  
出しております、10分間くらいの間隔の中での代表的なピークでございます。

あと、騒音の敷地境界の規制値の方や予想値を超過した場合の対策については資料の方  
にお付けしましたが、対策、工事の平準化に係る毎朝の調整会議の打合せにおきまして、  
騒音の測定結果を受けて、機械・設備等の調整を行いまして、資材搬入等の調整を行っ  
ております。

次に大気、水質汚濁、あと悪臭に関してです。大気については、これから存在・供用時  
の事後調査におきまして、近隣住宅に対する影響を行い、評価させていただきます。

それと臭気については大月市条例告示第6号B区域に相当しますので、臭気指数15と  
いうことで、それを遵守しているかどうかを存在・供用時の事後調査におきまして、測定  
を行い、評価をさせていただきたいと思っております。

水質汚濁につきましては資料10に、水質汚濁物質が入っているかどうかの成分表を添  
付いたしましたので、そこを見ていただきたいと思います。

それと今度は植物になるんですけど、植物についてはこの配置図、こちらが南側になり  
ます。こちらが北側になるんですけど、まず基本的なエコトーンに対する考え方なんです  
けど、敷地内の植栽については機能的な植栽、これは工場立地法に基づく緑化のための植  
栽でございます。で、管理が容易ということで、それを機能的な植栽を行いまして、周辺  
の南側の地域に、緑地の緩衝帯を作りまして、あと北側法面、セットバックしたところも  
そうなんですけど、ツタを使いまして、緑化をしまして、植栽を併せて、周辺の調和を  
図っていきいたいというふうに思っております。

次に水生生物の関係をご説明させていただきます。水生生物については、敷地境界から  
西側を流れるA沢があるんですけど、そこに排水を下流側に流すということで計画してお  
ります。この中で問題になったのが、排水の温度の問題。これが非常にA沢に影響を  
与えるのではないかとということで、これについては夏場、暑い時期におきましては農業用の黒

い遮光シート、遮熱シートですけど、メッシュのシート、それを調整槽の手すり上部から覆うように施しまして、水温上昇を抑えるということを行いたいと思います。あと、冬場の温度のコントロールについてはチラーの温度を下げまして、放流水温を下げてA沢に合流するという計画しております。なお、事後調査におきましてA沢の排水地点の上流・下流部におきまして年4回の水温調査と水質調査を行うと同時に、予測地点2における、下流部の笹子川と合流する手前ですけど、そこにおける水生生物の調査を行って、影響については評価をしていく予定でございます。

その次に、北側フェンスの植栽をした写真でございます。育てている状況を、まだ完全ではないんですけど、この前に鳥類の話をちょっとさせていただきます。

鳥については前回の環境の中で専門家に相談しているかどうかというところを確認いたしました。これは、専門家に相談してありまして、モニタリング結果についても有識者に結果を示しまして、モニタリングの手法だとか工事の馴化について相談させていただきました。その結果についても測定の方に反映しまして、調査を行ってきたところでございます。

また、東電が鉄塔を建てたことに対して確認を行いまして、建てたのが平成29年の秋に鉄塔の工事を行いました。それ以降は繁殖に影響がなかったことを飛翔図と併せて検討いたしましたので、後ほど非公開の資料の中でご説明をさせていただきます。

また、東電へのクマタカの飛翔データの提供については補正評価書を作成したコンサルが、クマタカの飛翔ルート情報を評価書に載っている県知事意見のとおりに従いまして東電に提供して、ルートを決定したというふうに確認しております。

あと、景観のところでございます。景観につきましてはフォトモンタージュを変更届の時に作成しております。こちらの左側がフォトモンタージュを作成した図でございます。平成30年8月2日の写真を撮りまして、比較・検討したところ、大きくは違ってないというふうに判断しております。また、目隠し用のパネルを上部に追加することも検討いたしました。検討の結果は、自重・風圧等が掛かり過ぎまして、許可の問題がありまして、設置できないので、現行のままでいくことに検討しております。

あと先ほどの北側のフェンスの方の詳細につきましても、植物の成長の度合いに依りまして、植栽をまた検討させていただきたいと思います。

それと最後に庁内の意見の回答がでございます。

まず、景観づくり推進室から、建物のカラーを決定した経緯について質問がございまして、基本的には補正評価書に載っていたモンタージュ3案を用いまして、詳細設計の中で周辺環境との調和を、より施設全体のボリューム感の低減の両方を図れる低棟を白色にし、モノトーンカラー案を選定いたしました。具体的なカラーの設定につきましては、補正評価書に記載しましたマンセル値、濃い灰色がN3からN5及び白色N7からN9を参考に各種材料のサンプルを作成いたしまして、計画地の笹子川対岸より色見を確認のうえ、決定いたしました。

それと、治水課の方から排水の位置の変更につきまして質問が出ております。これにつ

きましては河川区域に工作物を造ることなく、A 沢の河川区域内外に設置しております。それと大月市へ公共物使用許可の申請を行い、許可をいただいております。資料の 4 6 にそれが載っております。

それと大気水質保全課の方から残土処分の処分先ということで、質問・意見をいただいております。この残土処分ですけれど、当初、個人所有地に埋め立てることでしたが、それを井倉の第 2 土地区画整理事業組合の方に出しまして、残土 7 2 3 8 m<sup>3</sup>の残土を処理いたしまして、あと残りの 1 9 0 8 . 5 m<sup>3</sup>を大月バイオマス発電事業の内に再搬入して使いました。

最後に環境整備課からの質問でございます。

一つ目が焼却灰の影響の土壌モニタリングについての質問でございます。継続モニタリングをするときにどういう結果であれば、継続モニタリングをするかということで、検出されたというのは定量下限値をオーバーしたものが検出されたというふうに判断しております。

ダイオキシンにつきましては、焼却灰の搬出基準 3 p g - T E Q / g 以上出ましたら、継続モニタリングをするということで考えております。

さらに飛灰につきまして、飛灰のリサイクルですけれど、これは放射性物質が含まれている場合の飛灰のリサイクルにつきましては基準 8 0 0 0 B q を超過した飛灰につきましては希釈等を行わず、放射性廃棄物として処理を行います。あと、肥料、土壌改良資材におきましても基準 4 0 0 B q / k g を超える場合は、同じく放射性廃棄物として処理をいたします。その次に路盤材として使う場合。これは限定ですけれど、路盤材として使う原料及び埋戻し材としても公共工事での利用を考えまして 3 0 0 0 B q / k g というものを検討いたしました。限定条件の利用も含めて考えております。さらに当面の間、飛灰につきましては廃棄物として処理を行います。この飛灰のリサイクルにつきましては関係機関と協議を行いまして、存在・供用時の飛灰の放射性物質のモニタリングを行い、飛灰のリサイクル又は放射性物質の基準値を満たしていく予定でございます。以上でございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。それではまず、ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

みなさん考えている間に、私の方から。水質の参考資料 1 0 ですけれど、表に書いてある、これ全部濃度なんで、最後に書いてある処理水水質基準を満たすように処理するという意味ですか。その時の設計というのは処理されない水質がこんなもんだということですか。それから放流先の水質基準はいかがでしょうか。水量が少ないからとかそういう。

(事業者：山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

放流先の水質基準につきましては、こちらの中間報告書の方にまとめてございますけど、

それを遵守できるように、ということで設定しております。

(坂本会長)

わかりました。それなりの処理施設があるということですか。

(事業者：山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

はい。そのとおりでございます。

(坂本会長)

はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(早見委員)

早見です。先ほど説明があった18番動物、水生生物のところで、沢に流れる排水の温度を20まで下げるということで遮熱シートを利用するという話だったんですけど、おそらく排水はあったか、なかったかだと思うんですが、実際にそういう対策をされたのかということと、それからあと実際の温度幅がどれくらいあったのか分かる範囲で伺いたい。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

この場所につきましては試運転ということで、できていないような状況でございますが、ただ運転したのは0ということではありません。そういうことで、状況というのは説明できます。測定をすると、やはり20を若干超える21、22で、実際に温度の測定がされているが、遮熱をすれば、20程度ということでいけると考えております。

(坂本会長)

よくわからなかったので、簡単に言うと。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

この前来た時、あの時は水が流れていなかった。ですから、もし触られたりして温度を確認されたとしたら、言われますように30近かったかもしれませんが、あの時は見ていただいたとおり水の流れていない時でした。稼働して間もない時で、水が流れていない状況が続いていた状態で、7月19日に現地を見ていただきましたので熱かったのではないかと思います。

(早見委員)

この間、開所したということで実際に稼働したと思いますが、そうすると排水が出てく



るといふことで、その状況といふのはどうなんですか。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

先ほどご説明したとおりでございますが、開所式は行っておりますが、本格的に稼働しているわけではなくて、試運転も完了しているわけではなくて、これからという部分が残っているような状況です。

(福原委員)

さっきの説明の中で、完全な試運転が100%の稼働状況ではないみたいな発言がございましたけれど、現実にはどれくらいの%で稼働しているのですか。それがもし100%の稼働になった時には設備等々、水温や騒音がどの程度変わってくるのですか。それがないと判断できないですね。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

運転の何%の出力で、というふうなご質問だと思いますが、それは100%で運転したことはあります。ただそれは長時間運転しているわけではなくて、1日間運転したとか、そういうふうなことで、それで例えば、先ほどの水の関係なんかでいきますと、何日か運転することによってブローと呼ぶのですか、ボイラーの中の水を抜くことを行いまして水が出てくるわけですが、そういうところに至らない状況での試運転ということですが、出力的には最大限で出していますから音の関係につきましては、最大限ということですが、我々の方も聞こえるとかそういうところにおきましては、民家のところまで行きまして低周波音が聞こえるか、聞こえないか、そういうふうなことは確認しておりますが、私の聞いた限りにおいては聞こえないというふうには確認しておりますが、それを正式に測って、どうのこうのしないといけないと思っておりますので、今回このように書いてあるとおり、事後調査として調査をさせていただくということと考えております。

(福原委員)

もう一度同じような質問ですが、十分理解できなかったもので、今稼働状況が、仮に70%か80%か50%かわかりませんが、一時期最大と言いますか、最大が普通の稼働状態になるんですか。実際の運用としてはそれで、それに対して最大、フル稼働時で、規定による最大出力を保っている時には設備の実際のコンディションが随分変わってくるのか。それによって排水の温度であるとか騒音とかも変わってくるだろうし、それで今、所長が言ったことと関連するんですが、先ほどのコンサルの方のご説明。それは一つの方法として、例えば音の分野でみると、10分から10分間は等価騒音レベルはいくらだということを出しているわけですが、特にこういうような山間地と言いますか、静寂地にこういう施設がある場合には、道路交通騒音であるとか、中央線の鉄道騒音であるとか、そう

いうものはそういうもので、彼らは自分に受け入れざるを得ない状況で今来ているんです。そうした時に、そうしたものがない以外は残留騒音と言いますか、レジデュアルサウンドと言うか、そういう時のレベルがこの設備が動いたことによって上がるのが住民に対しては負荷になる可能性があるので、そういう判断とも関係してくるので、今のようなことで、どういう時が適正なコンディションで、どれくらいの値になるのかというのは、我々はどう考えればいいのかというのをご説明いただきたいです。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

ご質問の話としては2点あるかと思います。

一つ目に関しては、出力が70%、50%、それはどういう状況なのかというようなご質問かと思います。出力に関しましては100%の出力は出したことはあります。ただ、機械で分析したり、測定したり、そういうことがまだできていない状況です。音に関しては一応出力に比例するような形で、100%出せば復水器とか、冷却塔とか、その辺は100%回りますので、100%の音が出ているというふうに考えていますが、そちらの方の正式な測定と分析についてはできていない状況です。

それから、排水に関しましては100%出したところですぐに100%の水が出てくるわけではなくて、長時間運転することによってボイラーの中の水を交換しなければいけない。そういうことですので、100%の水が出るほどの試運転はできていない。そういうふうな状況です。今後どうなるかということに関しましては、供用時の事後調査の中で測定して、実際の数値としてお示ししたいというようなことで考えております。

(坂本会長)

わかりました。じゃあ司会から。こちらの感じとしては、試運転というものは発電能力の試運転だろうけど、こちらとしては、その時に環境影響も試してみたり、調べてあるのが筋なんじゃないかなと感じがしているので、こういう質問が出てくるのだと思います。今後調査をしていくということで、それをしっかりしていただくと共に対策等も考えていただきたい。環境のため、試運転をして、不具合があったら対策をするということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。じゃあ他に。

(石井委員)

質問ですよ。とりあえず質問ってということだけなので、質問させていただきますが、今回のこの説明の中で見せていただいたフォトモンタージュというのは1種類しか作っていないのですか。他の視点のものは作っていないのですか。

(坂本会長)

場所の話。

(石井委員)

視点の場所ですね。

(事業者：山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

フォトモンタージュに関しては変更届の時に1地点だけしか作っていなかったものでございまして、他の地点についてはその時に出していなかったと思います。

(石井委員)

はい。それを今確認させていただきました。ということは今日の説明の中じゃないですけども、住民に了解を得たということと言われてますけども、それはこのフォトモンタージュを示しただけということでもいいんですね。

(事業者：山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

そうでございます。

(石井委員)

一応質問はそれだけです。

(坂本会長)

ご意見があったら後でということで。他にご質問はいかがでしょう。

(田中委員)

緑化の件なんですが、先ほど写真を見せていただきまして、ツタが植わっていたフェンスのところですね。あの辺りの壁面的なフェンスの緑化ですとか、あとは建物の緑化とか、その辺りは今後どういうふうな計画になっているのでしょうか。建物の緑化はやらないということになったと先ほど、ご説明でしたけど。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

建物自体の緑化はやりませんが、周りのフェンスに関しまして緑化をします。フェンスに上がってくる、防音壁周りを上がってくる、そういうような緑化はありますが、建物の外壁自体を緑化というのは計画しておりません。それで実際の話としては今の事後調査では10年ですか。10年間の結果で最終的には報告させていただくということで考えております。

(田中委員)

建物はもうやらないということではよかったんですけど。その辺の経緯をちょっと忘れ

てしまったので。それとですね、先ほどフェンスのところの、ツタが、イネ科の植物が凄  
い生えていましたけども、あれはいつ撮影したものでですか。夏前ですね。そうすると普通  
であれば、この暑い夏ですから、相当大きくなっているはずだと思うんだけど、その  
辺が、どれくらいの株を植えたのかとかね。根径の凄く小さいのを植えたような感じがす  
るんですが。ある程度大きな、丈夫なやつを植えれば、たぶん今ごろには相当鬱蒼として  
いるくらい伸びているのではないかと思うのですが。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

実際にどれだけ植えたのかというのは図面に書いてあるとおりです。何m間隔というの  
が決まってまして、その間隔で植えています。

(田中委員)

株そのものの。結局植栽で一番重要なのは株を、どういう株を使うのかなんですね。貧  
弱な株を使っても、それはサバイバルできるか、できないかみたいになってしまうので、  
相当大きな株をちゃんと植えてあげて、養生しなければいけない。その辺がちょっと先ほ  
どの現状だとすると心配な感じだなあと思います。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

株の大きさ自体の指摘は、当初我々の方でしていなくて、間隔何mピッチとか、そうい  
うようなところで。実際の話として、やはりツタだけではなくて、上に土と馴染むのにや  
っぱり時間が掛かっているのかなと僕は思うんですね。急にどんどん大きくなっているわ  
けではなくて、最近雨が続いてますので成長は確認できているのですが、あれは7月の  
時に写真を撮ったものなのですけど、8月の後半で雨が降って来まして、その辺で、今日  
も朝確認しましたが、フェンスに多少上がってきているとかですね、その辺は成長して  
いるのが見えると思います。

(田中委員)

一定間隔に何個植えればいいのかということをだたやればいいのかではなくて、どうせそこで、  
労力とお金を掛けるわけですから、ちょっと工夫して、丁寧にやれば植栽というのは全然  
違うんですね。その辺が環境アセスメントの限界で、その辺も、後は野となれ山となれみ  
たいな、もしかすると雑草に覆われているってことになっちゃうかもしれない。まっツタ  
も雑草と言えば雑草ですけど。その辺を丁寧にやっていただきたいなと思います。建物  
の壁面はぜひやって欲しかったなあという気がしますが、前に対岸からあそこの建物  
を見た時に、そんなような話をしたような気がしますが、確かに、難しいと言え  
ば難しいでしょうけれどもね。やらないということで、確認いたしました。はい、ありが  
うございました。

(坂本会長)

他で質問ありますか。

(岩田委員)

お配りいただいた参考資料No. 10の排水成分表についてですけれども、まず一点目は質問ではありませんけど、pHのところは単位が付いてますけれども、これは指数ですので、単位を取っていただくとしまして、この各水質項目の濃度が非常に高いのが気になっております。特に雨水のBODですとか、T-N、T-Pが非常に高いのですが、これは雨水そのものではなくて、雨水から排水系統に流れてきたものの水質ということでしょうか。それとも、雨水の測定値でしょうか。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

これにつきましては、雨水が処理設備のところに入ってくる時の濃度というふうに考えております。それで細かい話になりますが、当初、雨が降りました時に、そのボイラーエリアと呼んでいるところに降った水が処理設備の方に入ってくるというふうなことで、実際の話ですけども、それがずっと水が入ってきても困りますので、当初の表面に付いているものを流すだけの雨量として5mm分、その分だけを排水処理設備の方に流すというような計画になっています。ですから、最初降った時の雨が排水処理設備に入ってきますので、その時の濃度ということでは若干高い値になっているということかと思えます。

(岩田委員)

いずれにしても、これはボイラー等を通じたものではなくて、初期雨水というものが系統に流れてくるところでの水質ということで、おそらく、このプロセスの中で非常に濃度が上がるプロセスが起きているのではないかなというふうに思います。他のものについても、ボイラーブロー水ですとか、純水装置再生排水につきましても、やはりリンですとか窒素が高いかなというふうに思っております。これが処理水質基準ですとか、排水基準を達成しているとは言え、おそらく河川水中の濃度と比べると2桁、3桁、場合によっては4桁近く高い濃度の処理水が出てしまう可能性が無きにしもあらずではないかというふうに、今考えてますので、今後事業が行われた後に調査もされていくということですけども、その評価と水生生物への影響評価っていうところをきちんとやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

(坂本会長)

はい。当初、計画書を読んだ段階ではボイラー水というきれいな水だけが出てくるみたいな書類だったので、こういう色んなものが入ってくる水が出てくるということは読み取

れなかったものですから、この中間報告書にも濁度ぐらいしか書いていない状態でした。ですので、この後、知事意見にも書こうと思いますけど、この処理設備の前後の水量と水質をしっかり押さえておくことをお願いすることになるかと思います。その他に。

(湯本委員)

今の表に水温という項目がありますけれども、それが全然入っていないですけれども、それが入ってくると排水のところに来る水温というのが、ある程度の目安が付くんじゃないかと思うんですけれども、そこはどうなのでしょう。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

水温につきましては、直接的な答えになっておりませんが、これらのものを一括して、一つにまとめた段階で冷却すると、そういうふうなことで考えておりますので、季節によったりとかですね、色々な状況で温度は変わりますが、全部のものがまとめた段階でチラーで冷却しているということで、ここに水温を記載していない状況です。それと季節によって変わってしまうということもあります。

(坂本会長)

ご質問は、ただ単にどれがどれくらい混ざったかということが水温でもある程度わかるから、それぞれの水温を調べておいたらどうですかというような話です。水温ももちろん変わりますけど、ある程度保存されますので。

(湯本委員)

ある程度、検討が付くんじゃないかと。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

わかりました。水温については別途、幅を持った形になるかもわかりませんが、記載したいと思います。

(坂本会長)

はい。じゃあまた他に。

(田中委員)

先ほどのツタの話なんですけど、参考資料を見たところ、No. 33. これと先ほどのやつが同じはずなんですけど、これは、後テイカカズラではなく、テイカズラとなっていますが、これは何でしょうか。この植物。何の植物を植栽されたのでしょうか。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 萩原氏)

品種という意味ですか。

(田中委員)

そうじゃなくて、今矢印でちゃんと示してありますよね。これは何の植物なんですか。

(事業者：山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

この矢印で示したのがテイカズラのツルのところに矢印を示して・・・。

(田中委員)

さっきツタと紹介したじゃあないですか。

(事業者：山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

テイカズラの方ですね。

(田中委員)

これ、たぶんツタだと思うんですが。そういうところから見てもね、それでテイカカズラです。下垂するってあるけども、下垂する前にやっぱりこれも地面から植えなければ、伸び始め垂れ下がるわけなので、その辺の植物の植栽とか、造園とか、その辺の専門家がそもそも関わっているのかどうか。というのがそもそもの問題のような気がしますので、その辺はいかがでしょうか。

(坂本会長)

今の質問は、専門家は誰かというご質問ですか。

(田中委員)

いらっしゃるのか。一緒にやっていたらいらっしゃるのか。

(坂本会長)

社内の専門家ですか。

(田中委員)

色んな会社が一緒になってやっているわけですよね。

( 福原委員 )

同じような質問ですが、先ほど、防音壁の外側にも張り付くというような発言があったのですが、ああいう平坦なのっぺらぼうの塀の面にこういうようなものにかわりができるのかな、と思うのですが。

( 田中委員 )

ツタであればもちろん。

( 福原委員 )

なりますよね。これだとなんだか、そういうふうにはいかないのではないのかな、と思ったもので。

( 田中委員 )

これももっと大きくなっていけば、なります

( 事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏 )

あの、防音壁に関しては、のっぺらぼうということではなくて、こちらのフェンスみたいなものを前面に立てまして、それに緑化をやります。

( 福原委員 )

防音壁でなくて、その外側のフェンスにですか。

( 事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏 )

そうですね。

( 坂本会長 )

園芸関係の専門家は。

( 事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏 )

今の回答は、もともと、ご存知かと思えますけれど、この事業は大林組でやっていたわけではなくて前の会社がやっております、それを引き継いだときに既に方法書（正しくは評価書）とかが出ていまして、その時に出ていたものを並べましたという答えになるのですが。

( 坂本会長 )

専門家なしでやっている？



(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

いや、そういうことではなくて、もともとは専門家が考えたであろうと思っております。評価書に書かれた内容で我々は植栽をしているということでございます。

(田中委員)

計画はそういうことでいいかもしれませんが、植栽というのを、植栽する活動も、専門家がやらないとちゃんと育つものも育たないので、そこは力を入れた方がいいと思います。

テイカカズラにしても、ツタにしてもどちらにしても、塀の壁みたいなところにぺたぺた這って上っていくやつで、朝顔のようにこういうフェンスのところにグルグルと行くようなタイプの植物ではないということです。その辺りのところで、壁面緑化について専門家が関わっているのかなということが心配です。

(坂本会長)

他に、ご意見でも結構ですので。ご意見は最終的に知事意見のところでも聞きますが、ご意見も言っていただいても結構です。

(福原委員)

何度も質問して恐縮です。

県の方に関係することですけれども、乾燥設備のことで、現場で確認した時に、私も意見出したんですけど、こんな大きいものをこんな近くに来るようになってしまったと言うことを言いましたが、それに対して、時系列的にこういうふうになっているという説明を受けましたが、受けただけであって、ああいうものが、あの規模で、それを対象外の別会社で、別の事業であるからこれには触れないというのが県の考え方ということでしょうか。

(坂本会長)

答えられますか。

(渡辺大気水質保全課長)

今回の事業につきましては、あのような経緯がありまして、最初の段階で乾燥施設の計画がなかったと。事業着手後にそういう計画があって、と変わった状況があります。変わった時点で、県でも検討いたしまして、これは別事業でしょうということとその時点で整理をしています。

(坂本会長)

説明はそうですけど、知事意見のほうにそういうことに関係することは、書くことは妨

げないという理解でしょうか。

あとで説明があると思いますけれど、大月市からも何かありましたか

( 福原委員 )

大局的に見たときに乾燥設備に全く触れなくてよいのか。触れるべきではないのかという部分も頭の中では払しょくできないんです。

( 坂本会長 )

もし可能であったら、知事意見で触れる方向で考えさせていただきたいということで。

( 渡辺大気水質保全課長 )

今後の事後調査の中で、そういった影響が実際出ている中での調査という意味での知事意見ということによろしいでしょうか

( 坂本会長 )

そうですね。

( 渡辺大気水質保全課長 )

元に戻ってあの事業自体のアセスというのは実際には難しいと思いますので事後調査のバックグラウンドとしてああいうものがあるという影響を踏まえての事後調査と、いうふうに今後事業者の方でも検討していく必要があると思います。

( 坂本会長 )

わかりました、委員会としては知事意見にいれるようなことで、そのあとの庁内でどうするかという話は県庁の中で。というふうに理解していきたい。他にありますか。

( 石井委員 )

フォトモンタージュについてお伺いしたいのですけれど、このフォトモン、再現性悪いですよ。どうみても。それに対して、大差ないというコメントをつけてくるのはいかがなものかと。もし、本気でそう思っているらしたら、ちょっとその方は担当を外れていただきたいな、という感じですね。この(写真の)シルバーとこの絵の中にある若干ベージュがかかったグレーが同じに見えるのは、僕には理解ができません。というのがまず1点。もし、このフォトモンで住民の方の合意を得たというのであれば、住民の方にとっては、なんか見たのと違うということで、それでいいんですか、ということを実は言いたい。それが、まあ、言うておだけ言います。さっき、中間報告書を見直して、その中で景観のところ公園からの景観を重視してというところがあるんですけどもこれ、前回言いまし

たけどそれまでの事業者からの流れでいけば、こう書いてあっても、ほかの視点も重要だよというのは共通認識としてあったはずなんです。だけど、なぜかここから、この先は全部あの公園からの話しか書いてないということになってしまっている。それがおかしい。ですから、集落から見える風景、それから JR 線から見える風景、国道から見える風景も以前はちゃんとやっていただいていたので、ほんとはそれをちゃんとやっていただいて、こういう風にみえてますよ、というのを書いてもらって、つまり、それだけフォトモンを全部作らなければいけないはずなんです。本来なら。今から作っても、実物がありますから。本当はそういうはずなんです。というところを理解してほしいというのがあります。これだけ建物の色とか、さっきの植栽の話とかをやっていたにもかかわらず、その背後に、あんなきらきらのシルバーと黄色の手すりがあることに関して、何の疑問ももたなかったのかというのが、疑問です。手前をあれだけ丁寧にやっているのに、あんなものが裏に見えているのを何の疑問も持たなかったというのがほんとに疑問なんです。で、そのところを、あとで、知事意見に付け加えて入れたいと思います。それから、県の景観づくり推進課からあったみたいに、どういう流れで何が決まったかというのがちょっとよくわからない。説明だけしましたというのが書いてあるだけなので、先ほどから言っていることも全部ひっくるめてもうちょっと丁寧に資料を作ってもらいたいな、と

(坂本会長)

今のは県ですか？

(石井委員)

両方です。

(坂本会長)

はい、他にご意見ありますか。

(岩田委員)

先ほどの制度に関する項目で県のほうに確認をさせていただきたいんですが、今回の場合は別事業であるということで、会社が異なっていたと説明があったわけなんですけども、私が記憶している限り、昨年度の太陽光発電の場合においても、当事業に関する環境影響はそれほど甚大ではないと予想されるが、先発の周囲の開発状況と合わせて考えると影響が甚大と予想されることから、環境影響評価を不要としないという評価を下していたと覚えております。今回は、事例とは異なってはいるんですが、そちらのケースも事業者が異なっておりまして、そちらのほうがだめであって、今回は良しとするということになると県民のほうでも混乱が生じることがあるのではないかな、と思います。

きちんと、県としての立場と、環境に対して総合的にどう評価するべきかということ

踏まえて検討したほうが良いのではないかと。思っております。

(坂本会長)

何か今答えられますか。

(渡辺大気水質保全課長)

太陽光発電につきましては、先行している事業がある場合、その事業の状況をふまえて次の後発の事業の影響を考えるとという形で整理しています。先ほど、今後、事後調査の中では現実にチップ工場があって、その影響がバックグラウンドとしてみられるのであれば、今後の調査としてどういう影響がでてくるかそういうコメントについては、事務局でも検討して必要なものは求めていきたい。

(坂本会長)

今の条例では、チップの工場に当てはまるような種類はなかったということでしょうか。条例の対象ではなかった、と。

(渡辺大気水質保全課長)

規模要件として単独でアセスをやる対象ではなかったです。

(坂本会長)

はい。

(早見委員)

今の、対象の事業ではないということについて、その通りではありますが、市民とか地域の人にとっては、一体とした施設です。実際、あそこの臭気とか乾燥工場近くの騒音とかばいじんとかでてきたときに、そういうところの影響を考えると事業者が別ということがあるかもしれませんが、住民にとっては同じものと、あそこにある発電所のおい、臭気ととらえられるということで。そこは、厳しく見ていかないと、そこがゆるいとせっかくアセスをしても、何かうやむやになってしまうというか。ぜひそこはまちがいなくやっていただけるとありがたいなど。

(坂本会長)

条例改正になるのかもしれないけれど、その他、上記に関連する施設みたいなものが最後につくのかもしれませんが、ちょっとご検討ください  
他に。

(福原委員)

追加の意見です。先ほどのご説明のなかで、あれに目隠し用の壁を付けたりすると、台風が来たとかその他の問題で不可能でそのまま行くと受け取れる発言がありましたが、これはもう、皆さんご存知だと思いますけれど、音の面からみると民家のところで音が小さければいいということもありますが、防音壁の高さより上方に音源があり、その音源に対して民家が水平もしくはやや上方にある場合、音源と民家を結ぶ直線、直達距離といいますが、この線と敷地境界線上方の交点で基準を満足する必要があります。境界線の上方面に対するその地点で環境基準を守らなければいけないが、今の時点で、それは問題なくクリアできるのでしょうか。ひょっとしたら、できないのではないのかな、という気がしているんですね。先ほどの防音壁を嵩上げすると風圧に耐えられない旨の説明がありましたが、本当に風圧的なところで出来ないのであったら今の土木とか建築の技術ってそんなに、レベルが低いのかなと思えてしかたないし、クリアする技術なんか一杯あるのではないのかなという気がしてしょうがない。もう少し再検討をしてほしいです。それによって、景観に対する、緩和作用も出てくるし、物理的な音の影響に対する緩和作用も出てくると思います。

(坂本会長)

まずは、敷地境界線上の地上から上まですべてカバーできるのか、ということ。

(福原委員)

民家側に対する直達距離と敷地境界線上方の交点でクリアするということです。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

私はまず把握できていないのですが、騒音規制法に基づいて、実施しないといけないかを検討して、それに沿った形でやるということ考えております。

(福原委員)

参考に申し上げますが、元来、騒音規制法だとか環境基準も含めてですけども、地方で人が生活している、その前提の時に地上1.2(m)とか1.5(m)で測る、ということが騒音測定では原則になっている。これは音源と受音点がそれぞれ地上付近にあるという前提です。しかしながら、それを都会の中高層建築物があって住居があるようなところで当てはめたらみんなクリアできるわけですね。ですから、隣で工事をしている、例えば3階で工事をしているのに対して、6mの道があって、隣に中高層のビルがあってそこに民家がある場合は、その自分のところの敷地境界線の上、地上1.2(m)ではなくてあるいは1.5(m)ではなくて、20m、30m上でクリアしなければいけないんです。それと同じような考え方をこういう場合は持つべきではないかということをお願いしたい。

(坂本会長)

高いところに住んでいる人にとって、地上の高いところでクリアすべきだと。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

今の現状におきますと、高いところというか、対岸のところにおきまして、対岸での影響を測定するということを考えております。

(福原委員)

対岸で測定をするのは、当然のことです。ですから、それではなく、事業者の敷地境界線上の直上の地点でクリアできるようにするというのが今の考えです。

(事業者：大月バイオマス発電株式会社 榎原氏)

それについては、今、私は理解できておりませんので、法的に基づく形で考えていきたいと思います。

(坂本会長)

今の考え方とは、今の法の考え方が、今の学問上の考え方ですか

(福原委員)

地方行政の担当者は今まで申し上げたような考え方で実施しています。そういうふうにしませんと、クレームといたしますか、問題が解決しないですね。ですから、それ以降、例えば、今から20年位前にできている古い法律になりますけれど、大規模小売店立地法みたいに、大型のショッピングセンターは郊外にあって、周辺に中高層の建物がありますから、今のような考え方をみんなとっている。

(坂本会長)

ということだそうです。できることをよろしくお願いします。ほかに、ありますか。

では、第一部はここで終わります。

## **【議題1 「大月バイオマス発電事業」の中間報告について 希少動植物に係る審議 非公開】**

(坂本会長)

それではここからメインに入りたいと思います。

事業者の皆様は、御退出いただいて結構です。ただし、当審議会は公開ですので、参考

として聞いていただくといいと思います。もしかしたら、こちらからご質問等をさせていただきますことでもあると思いますのでご了承ください。それでは知事意見の方に入ります。

それでは事務局から、住民、関係市、庁内の意見の説明と、審議会の意見を取りまとめて、知事意見の骨子を提案してください。

(甘利副主査)

知事意見についてご説明いたします。

今回の手続においては、平成 30 年 7 月 10 日に住民意見の概要とその見解について、事業者から報告がありました。

この日から 90 日で知事意見を述べるため、意見の期限は 10 月 7 日となります。これまでに作成していくと行くこととなります。

住民からの意見、関係市長からの意見については、資料 1 の 3 ページを御覧ください。

No36 の行が住民意見ということで、こちらは、住民意見が特になかったという報告をもらっております。

No37 から 44 までが関係市長の意見です。

大月市からは、一つめに燃料の安全確保、これは建設廃材や放射性濃度が高い木材を搬入することの無いようにしっかり管理してもらいたいとの趣旨です。

二つめに空間放射線量率及び放射性物質に対する取り組みということで、こちら、受け入れについて徹底することと言う内容です。

三つめに騒音に関し、対策を万全にってもらいたいこと、四つめに悪臭に関し、近隣に影響がないようしっかり管理をすること、との内容でした。

都留市からは、地域の生活環境に配慮し、環境基準を下回る場合であっても環境影響の軽減のために地域住民からの苦情発生時に適正に対応してもらいたいとの内容です。

甲州市からは、三つ出ていまして、一つめが搬入する燃料チップや焼却灰に放射能の影響がないよう十分管理すること、二つめが大気汚染、悪臭がないようにすること、三つめがそれ以外の苦情がないようにすること、です。

また、そのほか、No45 以降は庁内からの意見となっております。こちらは、知事意見に取り入れているところと、事業者からの回答と言うことで整理しているところとなっておりますので御覧ください。

この資料 1 の右側の欄が、各意見についての事務局整理と知事意見のどこに反映したかを記載してある部分です。

資料 1 の 1 , 2 ページが委員の皆様から前回の審議会とその後の追加でいただいた意見となっております。

こちらを整理しまして、資料 2 が知事意見骨子でございます。

まず、1 の全般事項、( 1 ) 環境影響評価手続の適切な実施について、でございます。

環境影響評価制度は、環境へ及ぼす影響について事業者自らが調査・予測・評価し、住

民や自治体等の意見を聴きながら、環境の保全のための措置を検討するとともに、その結果を事業に反映させ、環境の保全に十分配慮して行うことを目的としており、事業者には、事業を実施するにあたり、環境への影響をできる限り回避し、低減させる姿勢が求められている。

今回、評価書で実施するとされていたにも関わらず、必要な調査が実施されなかったケース、調査結果が予測を超えたにもかかわらず、追加の環境保全措置がとられなかったケースが見られたが、このことは本制度の趣旨を大きく損なうものである。

事業者においては、今後、事業実施にあたり、本制度の趣旨を十分理解した上で、評価書で示された事項を確実に実施するよう強く求める。

なお、今回の知事意見において指摘した改善事項については早急を実施することとし、施設の本稼働までに実施状況若しくは方針を県に報告するとともにホームページ等で公表すること。

こちらは、根本的なところということで指摘をしております。この意見の根拠としましては、予測を超過した事に対し環境保全措置を見直していない、が騒音に関する所です。事業着手後における補正評価書からの変更、こちらは排水口の変更の部分で水生生物と地下水のところに係る部分です。評価書で実施するとしていた調査が行われていなかった、こちらは動物、猛禽類の調査のことを指しています。

次に、2番です。地域への配慮について。

当地域は、住宅地に近接している地域であることから、大気汚染、悪臭、騒音等の生活環境への影響に十分配慮すること。環境保全措置の実施にあたっては、地域住民の意見を聴くなど、地域へ配慮したものとすること。また、地域住民からの苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。

評価書に記載されている住民対応窓口については、連絡先を事業者ホームページ等に公開し、地域住民へ広く周知すること。

この意見の根拠としましては、市長意見において、周辺環境に配慮し、苦情等が発生しないように、また、発生した場合の適正な対応を講ずることとの意見があったことから書いております。

次に3番、事後調査結果等の積極的な公表について。

計画している事後調査、モニタリングについては、確実に実施し、結果については、ホームページ等に公開し、地域住民及び関係市等に対し積極的に情報提供すること。

この意見の根拠としましては、評価書において実施するとしていたホームページ等による周知がされていない状況があることから書いております。

次に(4)分かりやすい報告書の作成について。

中間報告書に説明不足や誤り等が散見されることから、今後の資料作成については正確で分かりやすい表現での資料とすること。

また、技術審議会の審議において誤りが判明した資料や追加資料等については、整理し



た上で県に提出するとともに、事業者ホームページ等で公開すること。

こちらについては、今回の中間報告書は、記載事項の誤り、資料の不足等が散見される等から書いております。

続きまして、2ページ目にめくっていただいて、個別事項について述べていきます。

#### 1番、騒音及び低周波音について

工事期間中の騒音が補正評価書時の予測値を超過しているにも関わらず、苦情の申し立てがないとの理由から、環境保全措置を見直していない。今後は、苦情申立の有無に関わらず、実施する調査の結果が予測値を超える等の影響が認められる場合は、必ず追加の環境保全措置等について検討し、必要がある場合は速やかに実施すること。

事後調査及びモニタリングの計画は県に提出し、ホームページ等で公開すること。

この意見の根拠としましては、

工事中の騒音測定結果が予測値を超過したことに対し、環境保全措置を見直していないこと、工場稼働後の騒音、低周波音苦情を懸念する意見があることです。

#### 2番、水生生物について

県へ報告がないまま排水口の位置変更が行われたが、排水の水生生物についての予測が不十分であり、水生生物の生態に影響が生じる恐れがある。この影響について、速やかに調査するとともに、調査の結果、影響が確認された場合には、追加で排水の温度管理等により影響を低減させるための措置を講ずること。

調査結果等は県に提出し、ホームページ等で公開すること。

この意見の根拠としましては、

事業着手後に排水口の位置が変更されたことについて、県への報告がなかったこと、中間報告書における排水口位置変更の説明に関して、排水温に係る水生生物への影響の検討が不十分であることです。

#### 3番、地下水について

用水計画の変更に伴う取水量の増加によって、地下水資源への影響が想定される。

今後、モニタリング調査において地下水への影響が確認された場合は、必要な環境保全措置を検討すること。検討結果については、県に提出し、ホームページ等で公開すること。

この意見の根拠としましては、

事業着手後に用水計画を変更し井戸の取水量が増加したことについて、県への報告がなかったこと、変更に係る地下水への影響の検討が不十分であることです。

#### 4、動物（猛禽類）についてです。

評価書で実施するとされていた工事着手前の調査が実施されていなかったことから、今後実施する調査については、専門家に逐次相談しながら確実に実施すること。

環境保全措置である関連施設（鉄塔）事業者への情報提供について、実施状況を整理し県に報告するとともにホームページ等で公開すること。

この意見の根拠としましては、評価書で実施するとしていた工事着手前の騒音調査を実施していないこと、環境保全措置である関連施設（鉄塔）事業者への情報提供の状況について中間報告書での説明が不十分であることです。

#### 5番、植物、生態系について

敷地内北側の植栽について、変更届と異なった樹種を選定していることから、選定の考え方、影響について説明すること。説明資料は県に提出し、ホームページ等に公開すること。

法面緑化や場内の植生の保全など、評価書手続及び変更届時の緑地の基本方針に則り、植栽の管理を徹底すること。

この意見の根拠としましては、敷地内北側の植栽においては、変更届と異なった樹種を選定している。北側の法面の植栽はしているが、今後、法面緑化が達成できるか不透明。緑地緩衝帯内には要注意外来種であるハリエンジュが残存しており、それが拡散しないように適正に管理していく必要があることです。

#### 6、景観について

事業場北側（笹子河川親水公園）から見える、復水器で隠れていない機械類について、視点を誘導する箇所があるため、安全を考慮した上で、景観に配慮した施設となるよう、追加の環境保全措置を検討すること。

また検討結果について、県に提出するとともにホームページ等に公開すること。

この意見の根拠としましては、

これまでの手続において手すりの色彩（黄色）に関して予測が行われておらず、予測と実際の景観に差異が生じている状況があることです。

#### 7、事業計画について、生木屑チップの放射性物質のモニタリングです。

事業計画のとおり、燃料である生木屑チップ受け入れ時の空間放射線量率の確認、サイロにおける放射性物質の継続的モニタリング等を適切に実施するなど、燃料基準に従い受け入れを行うこと。また、焼却灰についても事後調査計画に基づく測定を実施し適正に処理すること。

管理や測定の状況については、情報公開の方法を明示し、地域住民や関係市へ積極的に情報提供すること。

この意見の根拠としましては、市長意見において、適切な管理を求める意見が出されていることです。

(坂本会長)

私から2点ほど確認なんですけど、大月市との生活環境保全協定というのはわかりましたか。

(甘利副主査)

一般に公開をしていないものと言うことで、事務局で内容がどのようなものかということ聞き取りしております。

(坂本会長)

何か付け加えること、聴いておくべきことはありましたか。

(甘利副主査)

協定の中では具体的な数値というものを定めていないそうで、住民等への情報公開について主に記載されているということです。数値的なものは、環境影響評価書などとなっているそうです。

(坂本会長)

わかりました。ということは、数値的なものはこちらでやるしかないということですね。

それから、2点目ですが、この施設は買収されて今の会社になっていますが、今の意見が、元の会社がやっていることに対する意見でもあるところがあるわけですが、法律上はそれで問題ないということでしょうか。買った会社が、それまでの会社がやった手続について責任を持つ、という理解でよろしいですか。

(甘利副主査)

評価書等の内容についてきちんとやる、ということで、全部引き継いでいるということです。

(坂本会長)

もし、わからないことがあったら、会社同士でちゃんと調べるということになるということですね。それでは、全般事項は後回しにして、まずは、個別の事項について中心に意見がありますか。こういうことを、書き込んだ方がよいというもの、項目も加えた方がよいというものがありましたら、ご意見をお願いします。

(田中委員)

3ページ目の一番目の、植物、生態系について、達成できるかどうか不透明という記載がありますが、ここに、先程申し上げましたが、専門家のアドバイスを受けながらやると

いるというのを。例えば、猛禽類のところには書いてあるのですが、植物、生態系の所には書いてないですね。先程の、写真にあったこれは、テイカカズラではなくて、ツタですけども、テイカカズラにしてもツタにしても、あれは、吸盤で付くので、単なる壁の方が、フェンスではなくて、くっついて上る訳ですね。よく都心部で外来性のテイカカズラで緑化しているものは、フェンスに緑化しているものがありますが、あれは誘引しているんです。結わえているんです。自然に上っては行かない。だから、完全に植物の選定が間違っているんです。ああいう構造物に対してやる場合に。その辺りは、植物の専門家というか造園的な園芸的な専門家を入れないといくらやっても、また、すっと落ちてしまいますから。毎年毎年、垂れ下がってずっと伸びないということになってしまいますから。そこは、知事意見に、専門家ということを入れてもらいたい。

(坂本会長)

では、どう書けば良いかな。

(田中委員)

左側の方で言うと、樹種の選定も、種の変更を含めとかちょっと入れていただいた方がいいですね。元々の種の選定のとおりに行ったということであれば、それが間違っていると思いますね。それを、種の変更を含め再検討すると、それを、専門家に相談しながらということ。

2ポツ目が植栽の管理を徹底するということも、専門家に相談しながら、ということに。

(坂本会長)

何か確認ありますか。

(甘利副主査)

種の選定というのは、ツタとかテイカカズラが緑化に適していないということ。

(田中委員)

いや、ツタやテイカカズラは在来種で緑化には非常に適した材料ではあるんですが、先程の特定のフェンス、細い針金みたいな。ああいうものにはどう頑張っても付かないんです。木の幹とか、平面状の板状のものに付く植物なんです。

(甘利副主査)

フェンスに緑化をする場合に、適したものをということですね。

(田中委員)

写真のようなフェンスに、鉄やアルミのフェンスに自力で緑化させたいのであれば、違う種を選定した方が良いでしょう。ヘクソカズラとか、まあ、緑化に合うかどうかはありますが、色々な種がありますから。

(湯本委員)

この緑化の問題が出てくるのが、壁面緑化の方法が当初のものとまるっきり違う形になったということが一番最初の問題だったと思います。先日見学に行ったときも、塀の内側に大きな木が植わっているとか、そういう風なことで、あ、と思ったんですが、制度上の問題だという説明だったんですけど、その最初の緑化からまるっきり違うことになったというのを、もしかしたら最初からきちんとやり直さないとうまくいかないんじゃないか、と思います。

(坂本会長)

まず一つは、樹種と植栽を併せて考える、次は、場合によっては変更も検討すると言うことでしょうか。植物だけ変更が可能でしょうか。樹種と植栽の方法を専門家のアドバイスのによって考えると、

(田中委員)

まさに、あそこにもともと生えていて、フェンス緑化にぴったりなもの、そういうものを有効利用すればいいと思います。

(坂本会長)

ではそういうことで、書き直しを皆さんに見ていただければということで、他に意見ありますか。

(石井委員)

6番の景観について、先程意見をしましたが、事業場北側と書いてありますが、対岸集落、国道20号、JR中央線及び、というふうにその前に付けていただいて、評価書をみていただくところから検討していたかがありますので、そこを参考にさせていただくと、その次に、復水器で隠れて、とかいてありますが、これは建屋や防音壁にいただいた方がよいかと。それから、機械類について視点、とかいてありますが、視線のほうが良いかな。それから、視線を誘導する箇所があるためは、誘導するためで良いかなと。それから、次の、また検討結果については、過程も入れた方がいいかな。どういうものを比較して最終的にこれになりましたというものを説明していただきたい。

右側の根拠の所ですが、これまでの手続において手すりの色彩とだけ書いてありますが、

機械類の色彩（銀色）及びにさせていただくともっと良いです。

（坂本会長）

メモ取れましたでしょうか。そのようにしていただければと思います。

（甘利副主査）

過程を、ということですが、色々な視点場からの見え方を検証するという意味合いでしょうか

（石井委員）

それと同時に、こういうやり方、こういうやり方を考えてということです。

（甘利副主査）

こういうやり方ではこう見える、と検討してもらいたいということですね。

（坂本会長）

一点目は、北側のと言うところに具体的な地名を入れること、検討結果と言うところに過程及びその結果とすること、あとは日本語的なところ。それから、右側のところ。他に。

（福原委員）

先程言ったことを、知事意見として反映させるために、先日現場でたまたま双眼鏡を持って行って色々チェックした結果、今のままでは先程申し上げたとおり敷地境界線上において直達距離の交点においてはたぶん相当なところで基準値をオーバーする気がしてしょうがない。ですから、騒音や低周波については工事期間中の音のことについて対応する必要がありますが、工事完了後定常的な運転になったときの予測と同時にそれがどれくらいなのか、どういうふうに更にするかということ为先程の石井委員と同じようにこういう方法はどうかという案を出しながら結果を明示していけるようなそういうことを是非追加していただきたいと思っております。

（坂本会長）

具体的には騒音・低周波音の予測ですか。

（福原委員）

これは運用を始めるときに、始まる前に今言ったような検討をしておかないと、どうも不安でしょうがないですね。設備が住宅側から見たときに直接視認できるものが多い

ことから、外側で測った結果でたぶん決められているような数値を満足しない地点が結構出てくるのではないかと、不安に思っています。

(坂本会長)

事後評価とどう関係するか、ということでしょうか。運用始まってからは事後評価、運用始まる前に？

(福原委員)

試運転の時は100%動いていないわけですね。

(坂本会長)

では、騒音について、試運転の結果を使って改めて予測してくださいということで、いかがですか。

(福原委員)

これをみると、工事期間の所がアピールされているのみで、運用においての問題の記載が全くないという気がするのです。

(坂本会長)

わかりました。アセスは始まる前の話なので始まってしまっはアセスが使えないので、運用前にしっかりやってくださいと。運用前であれば、まだアセスの範囲であると。

(福原委員)

そうです。できあがった後は別だよと言うとちょっと・・・。

(坂本会長)

では、今のところを考えて、また見ていただくということで。他にいかがでしょうか。岩田先生どうぞ。

(岩田委員)

水生生物についての、個別事項の2番ですが、5行目ですか、追加で排水の温度管理等により、というところですけど、温度管理や水質管理等にとしていただいた方がいいと思います。今回の資料によって水質にかなり懸念材料があると思いますので、温度管理だけでなく、温度管理や水質管理の方が良いかと思います。根拠の方につきましても、2つ目の・の排水温に係るについては、排水温や排水質に係るとした方がより正確かなと思います。

(坂本会長)

岩田先生、水質という項目を新たに立てた方が良いでしょうか

(岩田委員)

こちらは、水生生物のなかでも、水質という評価を考えた方がよいということですが、どうでしょう。

(坂本会長)

項目を増やすことはできるんですよ。

(岩田委員)

水質とした場合にも意味はあると思いますが、排水基準や事業者の水質基準等満たしているのに水質 OK とするのはなくて・・・

(坂本会長)

わかりました。では、水生生物の中に水質を書くことにさせていただきます。

では、他にご意見いかがでしょう。はいどうぞ、田中先生。

(田中委員)

これは、どのポイントということではないのですが、全般的に、ホームページ等で公開すると書いてありますが、等にあたるものは、そもそもホームページ以外にあるのかということと、ホームページといっても色々なホームページがあるので、何のホームページなのか、それから、どれだけの期間か、いつの話なのか。たとえば、ある日一日だけ公開しても、ホームページ等での公開ということになるのか。これは、県の方に聞きたいのですが、その中身は具体的に事業者さんがやろうとしたらどういうことをやればいいんですか。

(甘利副主査)

趣旨としては、広く皆様にお知らせしていただきたいということなので、事業者が自分の会社のホームページで公表していただきたいということです。一日だけではなく、事業をやっている期間、そのようなイメージです。

(田中委員)

その辺を、これは従来からの審議会でもそうですが、環境アセスメントの一番重要なところが情報公開なので、等ではなくて、少なくともこういうことはしっかりやってくださいという最低限の所を具体的に書いたほうがいいんじゃないでしょうか。それ以上のこと



をやるのはすごく良いんですが。最低限これくらいはしてくださいということはちゃんと指示すべきだと思います。

(甘利副主査)

等、ではなくて、例えば、自社ホームページでとか、

(田中委員)

はい。そうですし、継続的にどれくらいのことを考えているのかもです。

(甘利副主査)

期間については、検討します。具体的に書くということで。

(坂本委員)

そうですね、具体的にしてください。処分場なんかもずっと水質とかを公開していることは普通にありますので。会社でやられることで、こちらでああやれこうやれとは強く言えないんですけど、こちらでよくやっていただけるような表現にさせていただくと良いと思います。

ほかにありますか。先程いいましたけれど、項目増やすことも結構ですので。表現とかよろしいですか。早見先生いかがですか。よろしいですか。

では意見が出尽くしたとさせていただきたいと思います。

では、本案件については、2回の審議で、こういう格好の審議は最終回にさせていただきます。今日は骨子ということを議論いただきましたが、再度の意見がある方は8月31日までにメールでいただくということで。欠席の方についても同じようにメールで意見を伺うということです。8月末に意見が集まって、9月後半くらいに庁内と知事に確認し、ということだと思います。そういうことですので、会議はこれで終わりますので、意見を皆さんに文面チェックしていただきまして、最終的には私の方で見まして、今日は議論しませんでしたけれど全般的な事項も含めて修正させていただきたいと思います。

今日は全般事項について話を飛ばしましたけれど、これについてご意見があればご意見をいただきたいと思います。全般的な事項としましては、環境影響評価手続の適切な実施について、地域への配慮について、事後調査結果等の積極的な公表について、わかりやすい報告書の作成についてとなっております。何かありましたらよろしくお願いします。

ではそういうことにさせていただくということをご承認いただいたとさせていただきます。

では、ありがとうございました。この案件につきましては以上とさせていただきます。

他に議題はございませんので、私の仕事はこれまでとさせていただきます。ありがとうございました。

では、事務局の方からお願いします。

(大谷課長補佐)

坂本会長ありがとうございました。

次第の3その他につきまして、事務局から説明いたします

(甘利副主査)

今後の予定ですが、先程坂本会長から話がありましたように、追加の意見がある場合は8月31日までにご連絡ください。メールで様式を送付いたします。

別の案件に関してですが、9月の下旬にリニア中間報告関係で現地調査、10月中旬に第1回目の技術審議会の予定になっております。委員の皆様は今ご予定を伺っておりましてまだ、ご回答いただいてない場合は回答をお願いします。

最後にお車でいらしている委員の方は駐車券の処理がありますので事務局に声をかけてください。以上です。

(大谷課長補佐)

それでは、これを持ちまして本日の技術審議회를終了いたします。長時間のご審議ありがとうございました。